

令和7年度 事業計画書

令和7年9月8日～令和8年5月31日

一般財団法人 NEW TERAKOYA

本法人は、経済的な理由により修学の継続が困難な学生に対し、給付型奨学金の支給を通じて、教育機会の公平性を確保し、将来社会に貢献し得る人材の育成を図ることを目的としています。

学生が安心して学びに専念できる環境を整えることで、自立心と社会的責任感を備えた次世代の形成に寄与し、持続的に社会へ還元していく仕組みを築いてまいります。

また、奨学金制度の適正な運営と透明性の確保に努め、公益法人としての信頼性の向上を図りながら、教育を通じた社会的価値の創出を目指します。

なお、設立初年度である本年度は、法人運営の基盤を確立するとともに、今後の事業展開に向けた体制整備と奨学金制度の運営準備を着実に進めてまいります。

◆公益事業1 学生への教育支援事業

取り組み① NEW TERAKOYA 奨学金制度

【概要・背景・目的】

我が国では多くの学生が奨学金を利用していますが、返済義務を負う貸与型奨学金に依存する状況は、社会人としてのスタートにおいて大きな負担となっています。給付型奨学金も広がりつつあるものの、学費や生活費を十分に支える水準には至らず、経済的な理由で学業を断念せざるを得ない学生が少なくありません。

本法人は、教育機会の均等を確保する観点から、意欲と能力のある学生が家庭の経済事情に左右されることなく学業を継続できるよう、返済義務のない給付型奨学金を支給します。これにより、学生が安心して学びに専念し、自立した社会人として成長できる環境を整えることを目的とします。

なお、奨学生の進路等について、本法人は一切関与いたしません。

(1) 応募資格

以下の1)～5)のすべてに該当すること。

- 1) 日本国籍を有し、日本国内に居住していること
- 2) 日本国内に所在する大学の3年次以上に在籍する者、
または令和8年4月に3年次へ進級予定の者であること
- 3) 募集年度4月1日時点で年齢25歳以下であること
- 4) 経済的な理由により学費の支弁が困難であること

5) 就学状況及び生活状況について適時報告できること

(2) 応募手続

下記の書類を、本法人のホームページに設ける応募サイトを通じて、オンラインにより提出すること。

- 1) 奨学生申込書（所定様式。オンライン入力を含む。）
- 2) 身上書（所定様式。オンライン入力を含む。）
- 3) 応募課題（所定様式。オンライン入力を含む。）
- 4) 推薦書（所定の様式）
- 5) 成績証明書（在学校が発行する直近のもの）
- 6) 在学証明書（在学校が発行する直近のもの）
- 7) 住民票の写し（同一世帯内全員分の記載があるもの、続柄記載有、個人番号不要）
- 8) 所得を証明する書類（家計支持者の所得を証明できるもの）

(3) 奨学金の内容

- 1) 奨学金の額：月額 40,000 円（年額 480,000 円）／人
- 2) 奨学金の支給人数：最大 15 人
- 3) 奨学金の給付期間：令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月までの 1 年間
- 4) 奨学金の給付時期：5 月（4 月～7 月分）、9 月（8 月～11 月分）、及び翌年 1 月（12 月～翌年 3 月分）の 3 回に分けて給付

(4) 募集・選考・採用スケジュール

- 1) 募集期間：令和 8 年 2 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
- 2) 選考期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 8 年 4 月 30 日
- 3) 採用者決定：令和 8 年 5 月初旬

(5) 選考方法

「NEW TERAKOYA 奨学金制度に関する規程」に定める奨学生選考委員会において、別に定める「NEW TERAKOYA 奨学生選考基準」に基づき選考します。

選考方法は書類選考（学業成績・経済状況等の内容から総合的に審査）とします。

(6) 採用者決定の手続き

奨学生選考委員会の選考結果を受けて、理事会が採用者を決定します。

選考結果は、採否に関わらず令和 8 年 5 月中旬に、応募者本人宛に電子メールにより通知するとともに、採用者には採用決定通知書を送付するものとします。

(7) 採用決定後の手続き

採用決定通知書を受領した奨学生は、以下の書類を提出すること。

- 1) 誓約書
- 2) 振込先届出書

(8) 奨学生の義務

奨学生には、健康に留意し、学業に励むとともに、本法人が定める奨学金制度に関する規程を遵守し、就学状況・生活状況報告書の提出を義務付けます。

(9) 公表方法

奨学金制度の概要、募集要項、給付実績に係る情報（個人情報を除く）等の公表は、本法人のホームページより公表します。

以上